

特記仕様書

工事名： 都8 末吉中学校大規模盛土対策工事

工事場所： 曾於市末吉町 二之方 地内

第1条 準拠図書

本工事は本特記仕様書、契約書、設計図書によることとし、特に定めない事項については、下記のとおりによるものである。

- | | | |
|-----|------------------------------|-------------------|
| (1) | 土木工事共通仕様書 | (鹿児島県土木部) |
| (2) | 土木工事施工管理基準 | (鹿児島県土木部) |
| (3) | 土木請負工事必携 | (鹿児島県土木部) |
| (4) | 道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編） | (日本道路協会・平成29年11月) |
| (5) | 道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼橋・鋼部材編） | (日本道路協会・平成29年11月) |
| (6) | 道路事業の手引き | (鹿児島県土木部長通知) |
| (7) | 急傾斜地崩壊対策事業の手引き | (鹿児島県土木部制定) |
| (8) | 大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説 | (国土交通省・平成27年) |
| (9) | その他関係法令規則等 | |

なお、これらに記載されていない事項で疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、かつその指示に従うこと。

土木工事共通仕様書および特記仕様書内の各種様式及び実施要領等については、鹿児島県ホームページ（>分類から探す> 社会基盤> 公共事業> 技術管理・検査）から取得できる。

第2条 施工条件明示

次の施工条件明示によるものとする。

第3条 その他

※別紙参照

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
基本事項	概算数量発注	・ 概算数量発注方式により積算・工期設定	共通仕様書 11-7-1-12	11-71	—
		設計金額2、500万円未満 標準工期+15日付与			—
		設計金額2、500万円以上 標準工期+30日付与			—
	契約保証金	・ 契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分1以上の金銭的保証を要す。	契約書 第4条	—	○
	前払金	・ 前払金を全体の40%の範囲内で支払うことができる。	契約書 第35条 第40条 第41条	—	○
		・ 本工事（ゼロ県債）事業については、令和○年4月○日以降に請求することができる。			—
		・ 中間前払金を請求することができる。			○
	部分払い	・ 部分払いの請求は2回以内で、前金払がある場合でも2回とする。ただし、中間前払金があるときは、部分払いは行わない。	契約書 第38条 第42条	—	○
	契約工期	・ 契約工期は、令和9年11月30日限り	共通仕様書 11-7-1-17	11-74	○
		・			—
	余裕期間	・ 余裕期間設定契制度の対象工事 ○○日、○月○日まで	共通仕様書 11-7-1-28	11-79	—
	週休2日	・ 「週休2日」（現場閉所型）の完全週休2日	共通仕様書 11-7-2-8	11-81	○
	請負代金内訳書 及び工事費構成書	・ 請負金額1億円以上かつ工期が6ヶ月を超える工事	共通仕様書 3-1-1-1	3-1	○
	品質証明	・ 予定価格1億円以上で対象工事	共通仕様書 3-1-1-6	3-5	○
	配置技術者等の 途中交代	・ 技術者の途中交代	土木工事請負 必携へ記載		○
	監理技術者等の 専任を要しない期間	・ 請負金額4、000万円以上の工事	土木工事請負 必携へ記載		○
	現場代理人常駐	・ 現場代理人の常駐を要しない場合の明確化	土木工事請負 必携へ記載		○
	現場代理人兼任（試行）	・ 現場代理人の兼任に関する運用の試行 兼任可能3件、80、000千円未満など	土木工事請負 必携へ記載		—
	特例管理技術者の配置	・ 下請合計金額4、500万円以上で、監理技術者の兼任を認めない工事	土木工事請負 必携へ記載		○
		・ 下請合計金額4、500万円以上で、監理技術者の兼任を認める工事			—
	中間検査	・ 本工事は、中間検査を実施する工事	共通仕様書 2-1-1-9	3-5	○

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
		・ 本工事は、中間検査を実施しない工事	3-1-1-8 11-7-1-15	11-72	—
基本事項	施工体制台帳 施工体系図	・ 施工体制台帳及び施工体系図等の取り扱い	共通仕様書 1-1-1-10 11-7-1-8	1-8 11-70	○
	法定外の労災保険付与	・ 「土木工事標準積算基準書」を適用する全ての工事	共通仕様書 1-1-1-42	1-31	○
	熱中症対策	・ 熱中症対策に資する現場管理費の補正対象工事	共通仕様書 11-7-1-11	11-71	○
	時間的制約を受ける 工事	・ 時間的制約を受ける公共土木工事の積算	共通仕様書 11-7-1-13	11-72	—
		①工事全体で制約			—
		②現道上の工種で制約			—
		③積算しない			—
	施工箇所点在	・ 施工箇所が点在する工事の積算方法 「○○地区、○○地区、○○地区」 一般管理費等の算出率は「○○地区」で設定	共通仕様書 11-7-1-20	11-75	—
	現場環境改善 (イメージアップ)	・ 現場環境改善の適用工事（試行）	共通仕様書 11-7-1-18	11-73	○
	CCUS	・ 建設キャリアアップシステム活用工事	共通仕様書 11-7-1-9	11-71	—
	排出ガス対策型 第3次基準値	・ 排ガス3次基準以上の建設機械の確保が困難と想定される場合 ○○（工種名）（S○○○○）における○○（建設機械名） の機械損料（損料）の第○次基準値の建設機械	共通仕様書 11-7-2-10	11-81	—
		・ 排ガス3次基準以上の建設機械の確保が可能または可否の 判断ができない場合 ○○（工種名）（S○○○○）における○○（建設機械名） の機械損料（損料）の第○次基準値の建設機械			—
	地域外労働者確保	・ 地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について 三島村（全域）、十島村（全域）、口永良部島、加計呂麻 、与路島、請島の工事	共通仕様書 11-7-1-27	11-78	—
	国土調査の基準点	・ 国土調査の基準点等測量標識等の保全	共通仕様書 11-7-2-1	11-79	○
	電子納品	・ 電子納品ガイドライン対象工事	共通仕様書 11-7-1-1	11-69	○
	県産資材の優先使用	・ 県産資材の優先使用	共通仕様書 11-7-1-5	11-69	○
	下請工事管内優先活用	・ 下請工事における県内建設業者の優先活用	共通仕様書 11-7-1-6	11-70	○

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
	快適トイレ	・ 建設現場における「快適トイレ」設置試行対象工事	共通仕様書 11-7-1-10	11-71	—
基本事項	三者技術調整会	・ 本工事は、三者技術調整会を開催する工事 ・ 本工事は、三者技術調整会を開催を予定していない工事	共通仕様書 11-7-1-19	11-74	○ —
	危機事象時緊急連絡先	・ 土木工事等において危機事象が発生した場合の対応 担当部署： 曾於市役所 まちづくり推進課 緊急連絡先： 0986-76-8874	特記事項	—	○
	暴力団不当介入	・ 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置	共通仕様書 11-7-1-2	11-69	○
工程関係	河川区域制約	・ 令和8年 月 日までは、出水期であるため着手できない。	特記事項	—	—
	占用物件など	・ 電柱移転が発生する見込みがある。 (NTT、九電)	特記事項	—	—
	部分引き渡し	・ 令和9年 月 日に〇〇部分の引渡しを行う。	特記事項	—	○
	作業不能日数	・ 本工事の工期は、波浪等により作業不能日数を〇〇日見込む。	特記事項	—	—
	他工区との調整	・ 先行している工事の工期は、令和〇年〇月〇日完成を予定しており、着手は、令和〇年〇月〇日から着手となる。	特記事項	—	—
用地関係	補償物件	・ 立木補償が発生している現場である。 (取得補償・伐採補償)	特記事項	—	—
	工作物	・ No.〇〇～No.〇〇までの区間は、農作物の収穫が終わる令和〇年〇月〇日頃まで着工してはならない。	特記事項	—	—
	仮設ヤード	・ 本工事における〇〇の製作に当たっては、仮設ヤードとして下記を考慮。諸条件により難い場合は、別途協議する。 ①場所： ②期間： ③復旧条件：	特記事項	—	—
公害関係	公害防止	・ 本工事の仮締切りの鋼矢板の施工については、油圧式高周波型パイプロハンマによる打込み、電動式パイプロハンマによる引抜きを計画している。なお、現地の状況（土質、地質、周辺環境等）により、これによりがたい場合は、別途監督職員と協議するものとする。	特記事項	—	—
	水替・流入防止対策	・ 本工事における〇〇工については、〇〇による水替を〇〇日間（常時）を計画しているが、これによりが難い場合は、別途協議する。	特記事項	—	—

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容			出典	頁	該当項目	
工事関係	I C T活用工事	・ 発注者指定型（土工）10、000m3以上			試行要領	—	—	
		・ 受注者希望型（土工）					—	
		・ 受注者希望型（作業土工（床掘））					—	
工事関係	I C T活用工事	・ 受注者希望型（小規模土工）			試行要領	—	—	
		・ 受注者希望型（河川浚渫工）					—	
		・ 受注者希望型（舗装工）					—	
		・ 受注者希望型（舗装工（修繕工））					—	
		・ 受注者希望型（法面工）					—	
		・ 受注者希望型（付帯構造物設置工）					—	
		・ 受注者希望型（地盤改良工）					—	
		・ 受注者希望型（構造物工）					—	
		・ 受注者希望型（基礎工）					—	
		・ 受注者希望型（擁壁工）					—	
	コンクリート工	・ コンクリートは、JISA5308に規定するレディーミクストコンクリートとし、品質については、下記のとおりとする。			特記事項	—	—	
		呼び強度	スランプ	粗骨材最大粒径				使用工種
	工事関係	スランプ	・ 鉄筋コンクリート構造物等のスランプ値について			共通仕様書 11-7-2-9	11-81	—
		シラスコンクリート 2次製品	・ シラスコンクリート間知ブロック、・シラスコンクリート大型積ブロック、・シラスコンクリート歩車道境界ブロック（B型）、・シラスコンクリート落蓋U型溝及び蓋版（縦断用）、・シラスコンクリート落蓋U型溝（横断用） ・シラスブロック（平板型）・（地域自然石型）、・かぶせ蓋式U型側溝及び蓋版（道路用・水路用）			共通仕様書 11-7-2-6	11-80	—
		交通誘導警備員	・ 現道工事等における交通誘導警備員の資格要件の条件明示			共通仕様書 11-7-1-18	11-74	—
		工事用道路関係	・ 盛土材の運搬経路は、土取場⇒主要県道〇〇〇線⇒市道〇〇線⇒現場とし、他の経路は通行してはならない。			特記事項	—	—
			・ 〇道〇〇号は、〇〇市との協議の結果、〇〇 t 以上の工事車両は通行してはならない。					—
	・ 本工事施工に伴う工事用車両進入路のうち、近隣住民への振動対策に努めること			○				

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容		出典	頁	該当項目	
工事関係	仮設道路関係	・ 仮設道路については、昨年度工事で使用したものが残存しているため、今年度工事終了時は、別途協議を行うものとする。		特記事項	—	○	
	工事標示施設	・ 通常看板「道路工事現場における表示施設等の設置基準」 ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」追加看板		特記事項	—	○ —	
	仮設備関係	・ 本工事の施工のために必要な迂回路に仮設する仮橋の構造は、別添図面とおりとし、存置期間は、令和○年○月○日とする。 ・ 本工事で設置した足場は、引き続き発注される○○工事（令和○年○月発注予定）及び○○○工事（令和○年○月発注予定）に使用する予定があるので、工事完了後も存置するものとする。		共通仕様書 11-7-1-25	11-77	— —	
	ヤンバルトサカヤスデ	・ ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について （対象市町村については鹿児島県ホームページにて最新版を確認のこと。）		共通仕様書 11-7-2-3	11-79	○	
	過積載防止	・ 建設工事における過積載防止の徹底について		共通仕様書 11-7-2-2	11-79	○	
	遠隔臨場（試行）	・ 公共工事等における遠隔臨場の試行工事		共通仕様書 11-7-1-14	11-72	—	
	鳥インフルエンザ	・ 高病原性鳥インフルエンザ対策の徹底について		共通仕様書 11-7-2-7	11-81	○	
建設副産物	建設発生土の処理	・ 建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 ①受入場所： 曾於市末吉町南之郷5213-91 ②処分場名： 櫛上残土処分地 ③運搬距離： 5.1 k m ④その他：		共通仕様書 11-7-1-22	11-76	○	
	建設リサイクル法	工程	作業内容	分別解体の方法（※）	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	○
	①分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用	鹿児島県における再生資材活用工事実施要領（土木）	—	
		②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用			
		③基礎工事	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用			
④本体構造		本体構造の工事	☐ 手作業				

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容				出典	頁	該当項目	
						の運用			
			☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業・機械作業の併用					
		⑤本体付属物	本体付属物の工事	☐ 手作業					
			☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業・機械作業の併用					
※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は、記載の必要はない。									
建設副産物	②再資源化等をする 施設の名称及び所在地	特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地	〃		—		
	再生資源の利用	資材名	規 格	備 考 (使用箇所)	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	—		
		再生加熱アスファルト混合物	密粒再生						
		再生切込砕石 (かごしま認定リサイクル製品)	RC-40 (30)						
	建設発生土の利用	・ ○○に使用する土は○○工事の建設発生土を利用する ものとする。			共通仕様書 11-7-1-21	11-75	—		
	建設副産物の搬出	廃棄物の種類	施設の名称	所在	運搬 距離	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	○	
	①指定副産物	木くず	新留リサイクルセンター	曾於市末吉町 深川7977-1	6.0km				
	②一般廃棄物	刈草・剪定枝葉							
	建設汚泥の再生利用	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	—	
	①処理概要								
	②「建設汚泥処理土 の品質区分基準」	品質区分基準	指標等		試験回数	共通仕様書 11-7-1-21	11-75		
		品質基準	コーン指数						
		生活環境保全上 の基準	土壌環境基準（環境基本法）						
			特定有害物質の含有量基準 （土壌汚染対策法）						
	建設汚泥の搬出	廃棄物の種類	施設の名称	所在	運搬 距離			○	
	①施設の名称及び 所在地	汚泥	永田重機土木㈱	鹿児島市吉野町4436	62.4km				

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容				出典	頁	該当項目
	②受入時間					共通仕様書 11-7-1-21	11-75	
	③その他							
建設副産物	根株、伐採木等の利用	保管場所：〇〇市〇〇町〇〇地内				共通仕様書 11-7-1-23	11-76	—
	発生工事 利用工事	・ 〇〇市〇〇町〇〇地内に保管している、根株・伐採木を法面工の基盤材として、発注者から引き受けることとする。						
その他	関係機関との協議	・ 本工事における、下記工種については、住宅と近接して施工するため、施工計画作成及び工事の施工にあたっては、十分に留意するものとする。				共通仕様書 1-1-1-37	1-28	○
	施工体制点業務への協力	・ 本工事の施工体制点検業務を委託している「施工体制調査員」が工事現場に点検を実施する。				共通仕様書 11-7-2-4	11-80	—
	路上工事の縮減	・ 路上工事縮減に関する行動計画				特記事項	—	
		①お盆						
		②年末年始						
		③交通への影響が大きい期間（祭り、イベント等）						
	漁協権者との調整	工事着手前に、内水面漁業権者と工法、施工時期、水質汚濁防止の方法等について協議し、河川工事の理解と協力を得ること。				特記事項	—	○
	工事現場発生品	在来施設の撤去により生じた現場発生品は、当該工事に使用するものとし、残量については、下記の場所まで運搬のうえ引渡すものとする。				共通仕様書 1-1-1-18	1-12	—
		現場発生品名		引渡場所				
支給材料及び貸与品	支給品名	規格	数量 単位	支給場所	共通仕様書 1-1-1-17	1-11	—	
部分使用	・ 本工事については、工事引き渡し前に工事請負契約書第33条により下記について部分使用する場合がある。 その際は、受注者の承諾を得るものとする。						—	

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
		①部分使用範囲：別添図のとおり ②目的： ③部分使用期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日			

別紙

第3条 その他

1. 契約数量

この工事の契約数量は、設計図書及び数量総括表のとおりとする。

なお、この数量に変更を生じた場合は、発注者及び受注者協議の上、契約変更の対象とする。

ただし、出来形等に係る設計値は図面及び構造物調書のとおりとする。

2. 出来形確認

工事請負契約書第32条に基づき、受注者が工事の完成を通知するまでの間において、現場代理人又は主任技術者等の立会いのもと、最終出来形確認を実施するものとする。

3. 年末年始等に係る緊急連絡体制

工事の期間が年末年始、長期連休期間、盆休み、その他長期休暇中に係る場合は、前にその期間の管理体制、緊急連絡体制について記した書類を提出すること。

また、警報発令等の悪天候後は、現場巡回を行い、結果を連絡すること。

4. 工事履行報告書

毎月25日までに、月末時点における工事履行報告書及び工事進捗状況写真（全景又は代表部分）を監督職員へ提出すること。

5. 安全・訓練等の実施状況報告書

土木工事共通仕様書（第1編1-1-1-27 第13項）に基づく定期安全研修・訓練等の実施状況について、「安全・訓練等の実施状況報告書」に記録するとともに、その実施状況写真を添付し、工事完成図書に含めて監督職員へ提出すること。

6. カーボン・オフセット

◆該当なし◆

カーボン・オフセットのクレジット購入を行った場合、発注者に工事打合簿等で報告すること。

7. 品質証明員

1億円以下で品質証明員を設置する場合、施工計画書等に記載の上、発注者へ報告すること。

8. 落橋防止装置等の溶接種別の確認等 ◆該当なし◆

受注者は、落橋防止装置、変位制限装置（以下、「落橋防止装置等」）の設計図書における溶接記号に疑義が生じた場合には、土木工事共通仕様書「1-1-1-3 設計図書の照査等2. 設計図書の照査」に準ずるものとする。

なお、受注者は設計図書の照査にあたっては、別添の（一社）建設コンサルタント協会あて文書「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止に関して（要請書）」（平成27年12月25日付）を踏まえて実施するものとする。

また、受注者は外部の製作会社に製作を外注する場合には、製作会社が作成する製作要

領書等により、製作会社が契約図書の内容を正確に認識していることを確認するものとする。

9. 落橋防止装置等製作工

◆該当なし◆

工場で行う落橋防止装置等の製作については、以下によるものとする。

- (1) 土木工事共通仕様書「3-2-12-3 桁製作工」に準じて行うものとする。
- (2) 溶接検査について
 - ① 受注者は、外部の製作会社に製作を外注する場合には、内部きずの非破壊試験検査を受注者自身或いは第三者の検査会社で行うことを施工計画書に明記するものとする。
 - ② 受注者は、検査を外注する場合には、当該工事の製作会社に所属せず、かつ当該工事の品質管理の試験（社内検査）を行っていない第三者の検査会社と直接契約を行うものとする。
 - ③ 内部きずの検査について、非破壊検査を行う者は、試験の種類に応じた JISZ2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）の資格を有した者であること。なお、資格証明書（写）を施工計画書に添付するものとする。
 - ④ 落橋防止装置等における完全溶込み溶接継手における超音波探傷試験の非破壊試験検査は全数を対象に溶接継手全長の検査を行うものとする。
 - ⑤ 受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止装置等の検査会社として使用する場合、超音波探傷試験及び探傷感度の設定の際に立会確認を行うとともに、検査会社から検査要領書を提出させるとともに、当該要領書に記載された全ての検査状況を自ら記録し、記録書の写しを監督職員に提出することを求めるものとする。IS09001 を取得している検査会社を使用する場合においても同様とする。なお、不正行為を働いた会社とは、「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書（平成27年12月22日）」及び「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書別冊（平成27年12月22日）」に不正行為を働いた会社として記載のある者である。（以下同じ。）
- (3) 溶接施工について
 - ① 受注者は、溶接工程において、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督職員に提出するものとする。なお、当該分野について IS09001 を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合は当該記録を同製作会社に行わせることができる。
 - ② 受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止装置等の製作会社として使用する場合、完全溶込み溶接工程における開先加工、裏はつりへの立会確認に加え、製作会社から溶接施工要領書を提出させるとともに、当該要領書に記載された全ての溶接作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督職員に提出することを求めるものとする。IS09001 を取得している製作会社を使用する場合においても同様とする。

③ 受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書（写）を施工計画書に添付するものとする。

(4) 抜き打ち非破壊試験検査について

本工事は発注者による抜き打ち非破壊試験検査を実施することがある。よって、受注者は、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査実施後、結果について速やかに監督職員に報告するものとし、塗装等の実施については監督職員の承諾を得るものとする。

また、上記の抜き打ち非破壊試験検査で不合格となった場合、受注者は落橋防止装置等の完全溶込み溶接継手全てにおいて、改めて受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施し、その結果を監督職員に報告するものとする。

(5) 溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳に溶接施工者、非破壊試験検査者を記載するものとする。

10. 検査等に合格した場合における瑕疵担保の取扱い ◆該当なし◆

検査（中間検査、完成検査及び出来形検査）、段階確認、落橋防止装置等を対象とした抜き打ち非破壊試験検査に合格しても、後に施工不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土に関する当面の措置

11. 六価クロム溶出試験及びタンクリーチング試験 ◆該当なし◆

本工事は、「六価クロム溶出試験及びタンクリーチング試験」の対象工事であり、下記に示す工種において、六価クロム溶出試験及びタンクリーチング試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

※ 試験2～6を記載見込まない（想定しない）場合は、_____部を記載しない。

※ 試験項目については通知文を参照すること。

[セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に適用]

六価クロム溶出試験対象工種名及び検体数：

〇〇工 〇〇〇工法：配合設計段階〇〇検体，施工後段階〇〇検体

××工 ×××工法：配合設計段階××検体，施工後段階××検体

（表－1の対象工法を参考に記載する。） 合計 △△検体

タンクリーチング試験対象工種名及び検体数

〇〇工 〇〇〇工法： □検体

××工 ×××工法： ◆検体

・
・

合計 ▽検体

1 2. 夜間工事

◆該当なし◆

- (1) 本工事は夜間工事（00:00～00:00）として施工するものとする。
- (2) 舗装工事において、アスファルト合材の小口出荷時セット料金が発生する場合は監督職員と協議するものとし、発注者が必要と認めるものについては、契約変更の対象とする。

1 3. クレーン類の賃料

◆該当する場合◆R5年度より＊印になっている

ラフテレーンクレーン，トラッククレーン及びクローラクレーン4.9 t 吊の賃料は，公共事業設計単価表の日標準賃料で積算しているが，賃貸期間がラフテレーンクレーン・トラッククレーンの合計で24日未満となる場合，クローラクレーン4.9 t 吊で20日未満となる場合は，通常賃料での積算として設計変更の対象とする。

1 4. 電気通信施設

◆該当なし◆

本業務については，電気通信施設点検業務積算基準（案）（令和元年12月一部改定）（国土交通省九州地方整備局）に基づき積算している。

1 5. 取得補償木の取扱い

◆該当なし◆

- (1) 本工区内には，取得補償木があるため，その取扱いについては，監督員の指示により適正に行うこととする。（取得補償木とは，県が所有者に補償費を支払い取得した立竹木のこと。）
なお，樹種・数量及び所在地等については，別添図面及び一覧表による。

取得補償木一覧

※数量等を更正すること。

樹種	胸高直径	数量	売却数量	処分数量	玉切規格長

(2) 取得補償木の売却

取得補償木の取り扱いとは慎重に行い，売却すること。これによりがたい場合は，監督員と協議の上，その指示によること。なお，売却や処分の数量は実績により変更する。

- (3) 作業者の伐木造材作業従事者特別教育の修了証の写しを添付すること。

- (4) 取得補償木の売却に係る搬出先及び数量については、伝票等にて監督員に報告しなければならない。
- (5) 取得補償木の処分に係る搬出先及び数量については、「産業廃棄物管理表」（マニフェスト）にて監督員に報告しなければならない。

16. 取得補償木の取扱い

◆該当なし◆

伐木作業については、樹種：〇〇、胸高直径：〇cm以上〇cm未満の〇本で積算しているため、現場着手前に樹種及び胸高直径（8cmを超える樹木のみ）毎の本数を調査し、監督職員に報告すること。その報告に対し、承諾した本数にて精算するものとする。

17. 事業損失に係る事前調査

周辺建物への影響を把握するため事前に現況を調査すること。（建物、工作物、物置等）調査を行う場合は、所有者及び発注者立会の上で実施すること。

18. 生活環境保全

本工事工事箇所は、特に生活環境を保全する必要があるので、全ての施工にあたっては低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械を使用すること。

また、工事機械及び工事車両の移動による振動、騒音対策にも十分に留意すること。

19. 土石流危険河川における工事現場での安全対策 ◆該当なし◆

20. 本工事は、土石流危険河川に該当する現場であるため、工事の実施に際し、その危険性を十分認識し、工事現場上流域の地形特性・気象特性等及び作業内容に応じた安全対策を実施しなければならない。実施する安全対策は以下のものとするが、現場状況等によりこれにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

- (1) 監視員の配置（視力・聴力等正常な者）
- (2) サイレン・スピーカー・回転灯等の警報設備の設置
- (3) 土石流感知センサーの設置
- (4) 監視カメラの設置
- (5) 広域な気象状況把握のための情報収集機器の設置
- (6) アドバイザーの配置
- (7) その他現場条件により必要となる安全対策

（当初積算で計上した項目と異なる場合には、設計変更で対応）

積算した内容を具体的に記述すること。

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全対策を明記し、監督職員に提出するものとする。

21. 散水及び路面維持

◆該当なし◆

工事用車両進入路のうち、〇〇から〇〇の区間については、粉塵防止のために〇回／日程度の散水を行うとともに、路面維持に努めること。

22. 護岸工（環境保全型ブロック）

◆該当なし◆

- (1) 護岸法線は、着工前測量結果等に基づき丁張りをかけ、監督職員の確認を得ること。
- (2) 使用するコンクリートブロックは、選定理由書を添え、候補となる3タイプを材料承認願い前に打合せ簿により提出すること。

※ 選定にあたっては、美しい山河を守る災害復旧方針に基づき、環境保全型ブロックの明度6以下及びテクスチャーの標準偏差が11以上の練積みの製品を使用することを基本とする。

なお、当初設計における積算条件は次のとおりとし、使用ブロック決定による設計変更は行わない。

【当初設計の積算条件】

◆該当なし◆

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| ① ブロックタイプ： | 練積み |
| ② ブロック数量： | 個/10m ² |
| ③ ブロック単価： | 円/個 |
| ④ 中詰材： | m ³ /10m ² |
| ⑤ 胴込コンクリート： | m ³ /10m ² |
- (3) 2.3.の(2)の選定理由書については、ブロックメーカー、現場条件(高さ、勾配、流速、施工性、湧水、法線等)、資材単価、調達難易度等からなる選定理由を記載すること。
 - (4) 出来高管理については、使用するブロックによる施工承認図(出来高管理用の断面図や展開図等)を作成し、監督職員の承認を得る。
 - (5) 採用ブロックの割り付けにより護岸法長の調整が必要となるものは、「ブロックを設計法長以上に根入れする」「基礎側を現場打ちにより調整する」等により施工すること。なお、これに伴う設計数量の変更は行わない。

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る工事の標示施設の取扱いについて

2.3. 標示施設(工事説明看板)の取扱いについて ◆該当なし◆

本工事は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として実施する工事であることから、工事現場付近に設置する標示施設のうち、「工事説明看板」に「国土強靱化対策工事(5か年加速化対策)」である旨及び当該工事の対策名「〇〇〇〇〇」(←当該工事の対策名を記載)を明示すること。